浄化槽管理者(設置者)の皆様へ

浄化槽は維持管理が大切です

浄化槽の機能が正しく発揮され、河川や湖にきれいな水を流す ためには、適切な維持管理が必要です。

水環境を守るために

浄化槽を設置するということは浄化槽の管理者になるということです。 管理者の役割は、浄化槽機能を正常に維持し適切な放流水質を確保することです。

浄化槽管理者の3つの義務

浄化槽管理者には浄化槽法に基づき以下の3つが義務付けられています。

保守点検

浄化槽の機能を正常に保つための点検、調査、修理、消毒剤の補充などを、定期的に行うことが浄化槽法で定められています。

清掃

浄化槽に貯まった汚泥等を引き抜き、各装置の洗浄や掃除を年に1回以上行うことが、 浄化槽法で定められています。

法定検査

保守点検や清掃が適正に行われ、浄化槽が正常に機能しているかを総合的に判断するための『浄化槽法定検査』を年に1回受検することが浄化槽法で定められています。

大切な海や川を汚さないためには、 浄化槽の健康診断(法定検査)が必要です。 年に1回、必ず法定検査を受けましょう。

◆ ◇浄化槽からのお願い◇ 使用上の注意事項 ◆

- ・トイレの洗浄水は十分な量を流す。
- ・トイレットペーパー以外の異物を流さない。
- ・浄化槽に酸、アルカリの強い洗剤は流さない。
- ・送風機 (ブロアー) の電源はきらない。
- ・台所から食用油や野菜くずは流さない。
- ・マンホールの上に重い物を置かずふたはきちんと閉めておく。

《問い合わせ先》

熊本県浄化槽協会

☎096-284-3355

熊本県阿蘇保健所

☎32−0535

阿蘇市市民環境課

☎22-3135

五岳を望む聖地 あそ宮地墓地

募集区画 5 ㎡より各種 全区画平地

阿蘇市一/宮町宮地4699 一の宮総合運動公園通り

電話(0967) **22-6099**

墓地・墓石の事なら何でもご相談下さい 洗練されたデザイン・確かな施工

有限会社 石 柳 へ お気軽にお問い合わせ下さい。